

バミューダ諸島

○バミューダ諸島の個人情報の保護に関する制度については、以下のとおりです。

(1) 個人情報の保護に関する制度の有無

個人情報の保護に関する包括的な法令として **Personal Information Protection Act 2016** が存在する。当該法令は 2016 年 6 月 27 日に成立し、2025 年 1 月 1 日に全面的に施行されている。

(2) 個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報

EU の十分性認定：なし

APEC の CBPR システム：なし

(3) OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する事業者の義務又は本人の権利

① 収集制限の原則：上記法令に規定されている。

② データ内容の原則：上記法令に規定されている。

③ 目的明確化の原則：上記法令に規定されている。

④ 利用制限の原則：上記法令に規定されている。

⑤ 安全保護の原則：上記法令に規定されている。

⑥ 公開の原則：上記法令に規定されている。

⑦ 個人参加の原則：上記法令に規定されている。

⑧ 責任の原則：上記法令に規定されている。

(4) その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度

■個人情報の域内保存義務に係る制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの

—

■事業者に対し政府の情報収集活動への協力義務を課す制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの

Companies Act 1981

会社に対し、会社法（**Companies Act 1981**）違反の調査のため、検察庁に個人情報を含む帳簿・文書の提出を義務付け